

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「コンサルティング」により顧客課題・社会的課題を解決することを通じて、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現し、株主をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼される企業となることを、経営の最重要課題と位置付けております。その実現のために、経営の健全性・透明性を確保し、同時に経営の迅速性・効率性も高めることができるコーポレートガバナンスの充実に、以下の基本的な考え方に沿って取り組んでまいります。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主以外の従業員、顧客、取引先や提携先、社会の権利・立場も考慮し、これらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 企業情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 経営の健全性・透明性を確保し、同時に経営の迅速性・効率性も高めることができるコーポレートガバナンス体制を構築する。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

これらを実践するために、当社は「コーポレートガバナンスに関する基本指針」(以下、「本指針」とする。)を制定し、当社ホームページにて公表しております。

URL : <http://www.tanabekeiei.co.jp/t/corporate/pdf/corporate.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使を可能とする環境作りや招集通知の英訳】

当社は、現状の株主における機関投資家・海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後は10%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めてまいります。

(本指針:第4条5項)

【補充原則4-3-1 経営陣幹部の選任や解任】

当社取締役人事については、適切な評価に基づき、取締役会で決定しております。なお、今後は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、独立社外取締役も関与する透明性の高い決定プロセスを検討してまいります。

(本指針:第14条)

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、今後独立社外取締役の独立性を実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準の策定・開示を検討してまいります。

(本指針:第16条3項)

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会を活用した独立社外取締役による指名・報酬の適切な関与】

当社は、監査役会設置会社を採用しており、その経営監視機能を強化するために、独立社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。取締役人事・報酬については、適切な評価に基づき、取締役会で決定しております。なお、今後は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、独立社外取締役も関与する透明性の高い決定プロセスを検討してまいります。

(本指針:第14条)

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果の開示】

当社取締役会は、1年に2回行われる各業務執行取締役の自己評価等及び取締役会の監督・業務執行機能に関する独立社外取締役及び監査役会の意見を踏まえ、取締役会全体の実効性の分析・評価を行っております。なお、分析結果の開示については、今後検討してまいります。

(本指針:第15条14項)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有目的としては、個別企業の株式を保有しない方針であります。

(本指針:第5条3項)

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役や監査役、関係者及び主要株主に係る関連当事者取引を行う場合には、取締役会において独立社外取締役や監査役から意見を求めて審議した上で、承認を得ることとしております。この関連当事者取引が生じた場合は、各種法令に従って適切に開示し、その取引状況等について適宜、取締役会への報告を求めています。

(本指針:第6条2項)

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

<経営理念>

タナベ経営は、企業を愛し、企業とともに歩み、企業繁栄に奉仕し、広く社会に貢献すべく超一流の信用を軸とし、国際的視野に立脚して無限の変化に挑み、常にパイオニアとして世界への道を拓く。

<ミッション(使命)>

「ファーストコールカンパニー - 100年先も一番に選ばれる会社」の創造

<ソリューション(解決力)>

全社チームコンサルティング - すべては顧客のために -

<スローガン>

気迫、執念、識見、行動において一流タナベ人たれ

一. 高度の専門化と高度の総合化

二. 高賃金、高能率

三. 成果主義、実践主義

四. 清新、重厚、明朗

五. チームワーク

また、当社は、株主との対話に資するために、決算情報以外にも以下の情報を開示しております。

・中期ビジョン(決算説明会資料)

・リスク情報(有価証券報告書)

・コーポレートガバナンス情報(コーポレートガバナンスに関する基本指針)

(本指針:第1条1項、第13条3項)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「コンサルティング」により顧客課題・社会的課題を解決することを通じて、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現し、株主をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼される企業となることを、経営の最重要課題と位置付けております。その実現のために、経営の健全性・透明性を確保し、同時に経営の迅速性・効率性も高めることができるコーポレートガバナンスの充実に、以下の基本的な考え方に沿って取り組んでまいります。

一. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

二. 株主以外の従業員、顧客、取引先や提携先、社会の権利・立場も考慮し、これらステークホルダーと適切に協働する。

三. 企業情報を適切に開示し、透明性を確保する。

四. 経営の健全性・透明性を確保し、同時に経営の迅速性・効率性も高めることができるコーポレートガバナンス体制を構築する。

五. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

(本指針:第2条)

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社取締役報酬については、適切な評価に基づき、取締役会で決定しております。なお、今後は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、独立社外取締役も関与する透明性の高い決定プロセスを検討してまいります。

(本指針:第14条)

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社取締役会は、全社的な経営視点と高い倫理観を有し、地域経済・地域企業にも精通している人材が業務執行取締役として経営を行い、高度な専門性と豊富な経験、幅広い視点や高い倫理観を有する人材が独立社外取締役として助言・監督を行うことが最適であると考えております。この考えの下、取締役人事については、適切な評価に基づき、取締役会で決定しております。なお、今後は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、独立社外取締役も関与する透明性の高い決定プロセスを検討してまいります。

(本指針:第14条、第15条10項)

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての理由

当社は、取締役会が取締役・監査役候補の指名を行なう際の個々の指名理由を株主総会招集通知に記載しております。

(本指針:第13条4項)

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」において定められた重要事項を意思決定し、重要事項以外の業務執行の意思決定は、「決裁基準書」により取締役に権限移譲し、迅速な業務執行を実現してまいります。そして、代表取締役をはじめ各取締役の業務執行の監督機能に注力いたします。

(本指針:第15条2項)

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社取締役会は、高度な専門性と豊富な経験、幅広い視点や高い倫理観に裏付けられた実効性の高い監督機能を発揮できる独立社外取締役を、2名以上選任する方針であります。

(本指針:第15条11項)

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役候補者を選定いたします。独立社外取締役の人物基準として、高度な専門性と豊富な経験、幅広い視点や高い倫理観を有しており、取締役会において率直・活発に、建設的な検討への貢献が期待できる人材としております。なお、独立社外取締役の独立性を実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準の策定・開示を今後検討してまいります。

(本指針:第16条3項)

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

当社取締役会は、全社的な経営視点と高い倫理観を有し、地域経済・地域企業にも精通している人材が業務執行取締役として経営を行い、高度な専門性と豊富な経験、幅広い視点や高い倫理観を有する人材が独立社外取締役として助言・監督を行うことが最適であると考えております。また、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮されるために、取締役の員数は20名以内としております。

(本指針:第15条10項)

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の他の上場企業における役員の兼任状況】

独立社外取締役・独立社外監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、他の上場企業の役員を兼任する場合においてもその数は合理的な範囲とし、当社はその兼任状況を毎年開示しております。

(本指針:第20条1項)

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果の開示】

当社取締役会は、1年に2回行われる各業務執行取締役の自己評価等及び取締役会の監督・業務執行機能に関する独立社外取締役及び監査役会の意見を踏まえ、取締役会全体の実効性の分析・評価を行っております。なお、分析結果の開示については、今後検討してまいります。

(本指針:第15条14項)

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役を対象として、コーポレートガバナンスやメンタルヘルス等をテーマとした外部講師による研修会を、それぞれ1年に1回程度、実施しております。また、新任取締役・監査役についても外部の新任役員研修に参加し、役員としての心得や必要な知識の習得を図っております。その費用については社内規程に基づき、当社にて負担いたします。

(本指針:第20条3項)

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、「株主との建設的な対話に関する方針」を以下のとおり定めております。

<株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資することを目的とした株主との建設的な対話を促進させるために、

(1)SR活動について、IR担当取締役を統括責任者とし、IR担当部署である経営企画部をはじめとする経営管理本部全体が連携して対応する。

(2)機関投資家・個人投資家向け説明会を開催し、IR活動の充実を図る。

(3)中長期的な企業価値を判断するための情報開示に努める。

(4)株主からの対話(面談)の申し込みに対して、株主の希望や面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲内で取締役とIR担当者が対応することを基本とする。

(5)取締役は、当社の経営方針等を対話を通じて株主に伝え、株主の意見・要望について、取締役会へ適時適切にフィードバックし、独立・客観的な視点からの課題認識を共有する。

(6)IR担当取締役は、インサイダー情報(未公表の重要内部情報)が外部へ漏洩することを防止するために、「インサイダー取引管理規程」に基づき、情報管理を徹底する。

(本指針:第21条1項)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田辺 次良	1,210,167	13.82
田邊 洋一郎	1,115,640	12.74
榎崎 十紀	875,709	10.00
タナベ経営取引先持株会	269,770	3.08
タナベ経営社員持株会	263,040	3.00
上田 信一	250,000	2.85
木元 仁志	161,200	1.84
田原 敏男	144,610	1.65
三菱UFJ信託銀行株式会社	129,350	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	116,200	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特筆すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
市田 龍	公認会計士													
住田 淳	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

市田 龍	市田 龍氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身であり、当社の元担当会計士(平成18年6月まで)であります。	<p><選任理由> 市田 龍氏には、公認会計士、税理士としての高度な専門的知識と豊富な経験を当社の経営の監督に反映していただくことで、当社の経営の透明性、公平性が向上すると判断し、社外取締役を依頼しております。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身であり、平成18年6月まで当社の担当会計士でありましたが、株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p> <p>また、同氏は京福電気鉄道株式会社及び株式会社ダイセルの社外監査役でもありますが、当社とこれら2社との間には取引関係がございません。</p> <p>以上より、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>
住田 淳	住田 淳氏は、当社の元社外監査役(平成23年6月まで)であり、また当社の取引先である菱進エージェンシー株式会社(現 アールワイ保険サービス株式会社)の元代表取締役社長であります。	<p><選任理由> 住田 淳氏には、元銀行役員としての豊富な経験と元経営者としての見識、及び元当社社外監査役としての経験を当社の経営の監督に反映していただくことで、当社の経営の透明性、公平性が向上すると判断し、社外取締役を依頼しております。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、以前三菱信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)の常務取締役でありましたが、当社は無借金経営であるため、同信託よりの借入はなく、取引は預金および証券代行・企業年金等の委託にとどまり、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供は一切受けておりません。従いまして、当社では同社を当社の「主要な取引先」とは考えていないため、同氏は株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p> <p>同氏は、以前菱進エージェンシー株式会社(現 アールワイ保険サービス株式会社)代表取締役社長でありました。同社は、当社が加入している生損保契約の代理店ではありますが、当社と同社の間には直接の契約関係はなく、且つ当社から同社への手数料の支払も実施していないことから、当社の「主要な取引先」とは考えておりません。</p> <p>以上より、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年間監査計画、重点監査項目等の説明を受けるとともに、年2回の監査報告会では、監査計画の実行状況の確認をしております。また、監査役と会計監査人は定例の監査報告会のみならず、本社及び事業所往査現場等で意見交換を適宜行い、連携を図っております。内部監査部門とは各監査結果を相互に検討し、情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷 宜憲	弁護士													
矢崎 晴久	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 宜憲		谷 宜憲氏は、当社の元顧問弁護士(平成15年6月まで)であります。	<p>< 選任理由 ></p> <p>谷 宜憲氏には、弁護士としての豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役を依頼しております。</p> <p>< 独立役員指定理由 ></p> <p>同氏は、平成15年6月まで当社の顧問弁護士でありましたが、株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p> <p>以上より、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>

矢崎 晴久	矢崎晴久氏は、当社の取引先であるアールワイ保険サービス株式会社の代表取締役会長であります。	<p>< 選任理由 > 矢崎晴久氏には、元銀行役員としての豊富な経験と経営者としての見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役を依頼しております。</p> <p>< 独立役員指定理由 > 同氏は、以前三菱UFJ信託銀行株式会社の常務取締役であり、且つその持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの常務執行役員リテール連結事業本部副本部長でありますが、当社は無借金経営であるため、同信託よりの借入はなく、取引は預金及び証券代行・企業年金等の委託にとどまり、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供は一切受けておりません。従いまして、当社では両社を当社の「主要な取引先」とは考えていないため、同氏は株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p> <p>同氏は、現在アールワイ保険サービス株式会社代表取締役会長であります。同社は、当社が加入している生損保契約の代理店ではありますが、当社と同社の間には直接の契約関係はなく、且つ当社から同社への手数料の支払も実施していないことから、当社の「主要な取引先」とは考えておりません。</p> <p>また、同氏は櫻護謨株式会社社外監査役でもあり、当社と同社との間には取引関係がありますが、当該取引金額は当社及び同社にとって僅少であるため、意思決定に対して影響を与え得る取引関係では無いと判断しております。</p> <p>以上より、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>
-------	---	---

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

特筆すべき事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

【取締役に対する業績連動給与の計算方法】

当社は、平成29年5月19日開催の取締役会において、当該事業年度(平成30年3月期)における業績連動給与につき、次のとおりの算定方法に基づき支給することを決議いたしました。

なお、その算定方法について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

株主総会で決定された取締役の報酬等の上限額の範囲内で、その職務遂行の対価として、月額定額給与と当事業年度の成果としての業績に対応する給与を支給することとしております。

(a)業績連動給与は、当期純利益を算定指標とし、業績連動給与を損金経理する前の金額とする。

(b)当社の業務を執行する取締役に対する業績連動給与は、次のとおりとする。

a. 当期純利益が6億65百万円未満の場合

代表取締役会長.....支給しない

代表取締役社長.....支給しない

取締役副社長.....支給しない

常務取締役.....支給しない

取締役.....支給しない

b. 当期純利益が6億65百万円以上6億80百万円未満の場合

代表取締役会長.....1,250千円

代表取締役社長.....1,250千円

取締役副社長.....1,150千円

常務取締役.....900千円
 取締役.....750千円
 c. 当期純利益が6億80百万円以上6億95百万円未満の場合
 代表取締役会長.....2,050千円
 代表取締役社長.....2,050千円
 取締役副社長.....1,900千円
 常務取締役.....1,500千円
 取締役.....1,250千円
 d. 当期純利益が6億95百万円以上7億10百万円未満の場合
 代表取締役会長.....2,850千円
 代表取締役社長.....2,850千円
 取締役副社長.....2,650千円
 常務取締役.....2,100千円
 取締役.....1,750千円
 e. 当期純利益が7億10百万円以上7億25百万円未満の場合
 代表取締役会長.....3,650千円
 代表取締役社長.....3,650千円
 取締役副社長.....3,400千円
 常務取締役.....2,700千円
 取締役.....2,250千円
 f. 当期純利益が7億25百万円以上の場合
 代表取締役会長.....4,450千円
 代表取締役社長.....4,450千円
 取締役副社長.....4,150千円
 常務取締役.....3,300千円
 取締役.....2,750千円

(c)平成29年6月27日開催の取締役会決議をもとにした役位で算定し、当該事業年度末において職務を執行している取締役に對して支給する。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るために、取締役(社外取締役を除く。)及び従業員を付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

特筆すべき事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、適切な評価に基づき、取締役会で決定しております。業務執行取締役の報酬については、取締役が当社の経営理念やスローガンを追求し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するために、固定報酬と業績連動の現金報酬・ストックオプションによる構成としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対しては、経営管理本部総務人事部長が中心となり、サポート体制を整えております。取締役会に付議される事項等については、原則として取締役会開催の都度、事前に説明を行っております。事前の説明における社外取締役からの質問事項や要望事項については、取締役会での議論に反映させ、取締役会の効率的かつ効果的な運営を目指しております。また、取締役会における社外取締役の意見・要望等については、経営管理本部が一元管理し、全ての意見や要望等への対応状況や結果を、社外取締役または取締役会へ報告しております。緊急の要件や特定の事案については、テレビ会議により説明を行える体制を整えております。また、社内文書等の社内情報が閲覧可能な環境を構築しておりますが、社外取締役が取締役会開催日以外にも出社する際に、意見交換や議論を活発に行っております。

社外監査役に対しては、常勤監査役によるサポート体制を整えております。常勤監査役が、取締役会開催等の業務連絡やその他の監査役との会談日程の調整を行っており、また必要な情報については漏れなく社外監査役へ伝達を行うとともに、社内文書データベースを用いて、社内情報が閲覧可能な環境を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状体制の概要

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。取締役は12名、監査役は3名であります。取締役2名は社外取締役であり、監査役2名は社外監査役であり、いずれも独立役員として指定しております。

取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

(2) 各機関及び部署における運営、機能及び活動状況

< 取締役会 >

取締役会は、代表取締役社長を議長として、毎月開催し、必要に応じて臨時開催を行っております。業務執行に関する最高の意思決定機関として、法令、定款及び「取締役会規程」において定められた重要事項を意思決定するとともに、代表取締役をはじめ各取締役の業務執行の監督を行っております。

< 戦略パートナーズ会議 >

代表取締役社長が責任者となり、取締役や事業所長が出席し、毎月開催しております。また、監査役も出席し、必要があると認めるときは意思表明を行っております。

顧客の要求事項の把握、事業計画の遂行のため、各部の事業計画及び実施状況の報告と各部門間の連携と調整を行っており、取締役会で決定した経営基本方針を迅速に実行するうえで、大いに活かされた場となっております。

< 監査役会 >

監査役会は、常勤監査役を議長として、定時監査役会を毎月開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見表明を行っております。

また、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に従って、取締役の職務執行の監査を行っております。

< 会計監査人 >

会計監査人には、新日本有限責任監査法人を選任しております。

当社と同監査法人及び当社に従事する同監査法人の業務執行役員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員 藤田 立雄 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 北池 晃一郎 新日本有限責任監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性・透明性を確保し、同時に経営の迅速性・効率性も高めることができる体制の確立を図るために、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が、経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、その経営監視機能を強化するために、独立社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月の定時株主総会招集通知は6月6日に発送しております。(法定期日6月12日)
集中日を回避した株主総会の設定	他社と異なる日程の設定に努め、平成29年6月27日に開催いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主総会招集通知について、株主総会の招集に係る取締役会決議から発送までの間に、電子的に公表しております。
その他	株主総会における事業報告及び計算書類報告について、ナレーション付きスライドを用いて、報告しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーとして掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間に数回、個人投資家向けに説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、四半期決算開示及び半期毎に実施する決算説明会資料、説明会の動画配信等の開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部経営企画部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員・社員倫理規範(平成18年制定)、インサイダー取引管理規程(平成27年制定)及びコンプライアンス規程(平成27年制定)において、全てのステークホルダーに対し、平等・適時・適切な情報開示を行い、当社の経営情報及び企業活動についての正しい評価と理解を得るように努める旨を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

< 内部統制の体制整備の基本方針等 >

当社は継続的に企業価値を高め、全てのステークホルダーから信頼される会社を実現するために、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を目的とした内部統制システムがバランス良く各業務に組み込まれ、有効に機能させることが重要であると考えております。

当社はコンプライアンスを実現するため、平成18年4月に役員・社員全員の行動指針「役員・社員倫理規範」を制定するとともに、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス体制の強化を図っております。

また、業務管理強化のための牽制組織として、他の職制に属さない代表取締役社長直轄の部門として内部監査室を設置し、専任者1名を配属しております。内部監査室は、社内規定に基づき業務監査を実施し、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的としております。結果を代表取締役社長及び監査役に報告し、また必要該部門には勧告を行い、改善を図っております。

リスク管理については、代表取締役社長を委員長とし、主要部門長を委員としたコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、職務権限の明確化、リスク管理に係る諸規程の整備を行うとともに、当社におけるリスクを洗い出し、評価・分析・対応策等の検討と各部門のリスク管理状況の把握と指導を行っております。

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の基本方針として、下記のとおり取締役会で決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンスについての社内啓蒙、コンプライアンス体制の充実を図る。

(b) 「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に関する課題を把握し、対策を検討するとともに、対策の有効性を検証する。

(c) 当社グループ(当社及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ)の社員等(取締役及び使用人をいう。以下同じ)が遵守すべきものとして、「役員・社員倫理規範」、「コンプライアンス倫理憲章」、「コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引管理規程」を制定するとともに、担当役員は当社グループの社員等に周知徹底させる。

(d) 内部監査室は、各部門に対して、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性及び有効性等の監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(e) 「公益通報者保護規程」を制定し、法令違反等を未然または早期に発見し、対応する体制を整備する。

(f) 反社会的勢力への対応を所管する部署を経営管理本部総務部とし、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い適切に行う。

(b) 取締役及び監査役が求めたときには、責任部署はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 「コンプライアンス委員会」を設置し、各部門の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援及び提言を行う。

(b) リスク管理に関する規程として、「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対策規程」、「公益通報者保護規程」及び「危機管理規程」等を整備する。

(c) 「決裁規程」及び「決裁基準書」等により職務権限を明確にする。

(d) 内部監査室は、全部門に原則年1回以上の監査を実施する。

(e) 取締役、本部長、副本部長、支社長及び本社各部門長が出席し、原則毎月開催する戦略パートナーズ会議では、年度計画の進捗状況、業績の管理を行うとともに、異常事項の報告を義務付ける。

等により、会社に重大な影響を及ぼす事態の発生防止に努めるとともに、万一、不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害及び影響額を最小限にとどめるよう努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(a) 「取締役会規程」、「役員服務規程」及び「決裁基準書」等の諸規程の整備を行い、取締役の職務権限を明確にし、業務の効率性を確保していく。

(b) 原則として毎月1回以上、取締役会及び戦略パートナーズ会議を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

(c) 経営計画や各部門業務計画を策定し、その進捗状況を取締役会及び戦略パートナーズ会議にて確認し、月次及び四半期毎の業務管理を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 経営管理本部総務人事部及び経営管理本部財務部は、子会社の内部統制の有効性及び適正性を確保するため、「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」により、状況に応じて必要な管理を行う。

(b) 内部監査室及び監査役会は、子会社管理状況及び業務活動について、監査及び調査を実施する。

(c) 経営管理本部総務人事部は、子会社の営業成績及び重要事項等について、定期的に報告を受ける。

(d) 経営管理本部総務人事部は、子会社に重大なリスクが発生した場合には、速やかに報告を受ける体制を整備する。

(e) 子会社の経営計画及び業務計画を策定し、その進捗状況を当社の取締役会にて確認する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任の担当者を配置し、その担当者の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(b) 監査補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 当社グループの社員等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 当社グループの社員等及びこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を規程に従い速やかに報告する。

(b) 当社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社員等に周知徹底する。

(c) 次の事項は、監査役に遅滞なく報告する体制を整える。

a. 監査役から、業務に関して報告を求められた事項

b. 内部監査室が実施した内部監査の結果

(d) 監査役は、取締役及び社員より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役が、会社の重要情報についてアクセスできる環境等を整備するよう努める。

(b) 代表取締役社長と定期的に会合を開催する。また、会計監査人と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(c) 当社グループの社員等は、監査役監査の重要性を十分に理解し、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(d) 監査役の職務執行について生じる費用または債務は、監査役より請求のあった後、速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

< 反社会的勢力排除に向けた体制整備等 >

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署 経営管理本部総務人事部

不当要求防止責任者 経営管理本部総務人事部長

(b) 外部の専門機関との連携状況

緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を機動的に行えるように専門機関と緊密に連携し、対応できる体制を構築しております。

(c) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

経営管理本部総務人事部に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

(d) 対応マニュアルの整備状況

「役員・社員倫理規範」及び「反社会的勢力対策規程」に反社会的勢力との基本姿勢について定めるとともに、必要に応じて適宜、具体的な対応マニュアル等に定めております。

(e) 研修活動の実施状況

各種研修会時に適宜、コンプライアンス研修を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。

